

石川県立学校処務規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職務専念義務免除の手続)</p> <p>第三十三条 職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年石川県条例第二十七号)に基づき、職務専念義務の免除(以下「義務免」という。)を受けようとするときは、その理由、期間等を記載した書面により、校長の承認を受けなければならない。ただし、義務免を受けようとする日数が引き続き八日以上にわたる場合、又は職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十年石川県人事委員会規則第五号)第十二号に該当する場合は、教育長の承認を受けなければならない。</p>	<p>(職務専念義務免除の手続)</p> <p>第三十三条 職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年石川県条例第二十七号)に基づき、職務専念義務の免除(以下「義務免」という。)を受けようとするときは、その理由、期間等を記載した書面により、校長の承認を受けなければならない。ただし、義務免を受けようとする日数が引き続き八日以上にわたる場合、又は職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十年石川県人事委員会規則第五号)第十一号に該当する場合は、教育長の承認を受けなければならない。</p>